

## 新書面添付制度

申告書	税務代理権限証書 税理士法 第30条	添付書面 税理士法 第33条の2①②
-----	--------------------------	--------------------------

### ○ 新書面添付制度における事前通知前の意見聴取

税理士法30条に規定する税務代理権限証書と法33条の2に規定する書面を添付した申告書を提出しているという二つの条件を満たしている場合、調査の通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に、添付書面に記載された事項に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

### ○ 税理士法30条（税務代理の権限の明示）

税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

### ○ 税理士法33条の2①（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

税理士又は税理士法人は、・・・申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

### ○ 税理士法33条の2②（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

税理士又は税理士法人は、・・・申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めたときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

### ○ 税理士法35条①（意見の聴取）

税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。